

お知らせ

八尾市開発指導要綱と八尾市中高層建築物指導要綱を一元化し一部を改定します (令和6年10月1日施行予定)

主な改定内容は以下のとおりになります。

■八尾市開発指導要綱と八尾市中高層建築物指導要綱の一元化について

現在の八尾市開発指導要綱に八尾市中高層建築物指導要綱を加え、新たな開発指導要綱に改定します。

■八尾市中高層建築物指導要綱の適用範囲の拡大施設について

八尾市中高層建築物指導要綱の適用範囲について、以下の建築物を加えます。

(追加する建築物について)

- ・葬祭場（業として葬祭を行うことを目的とした施設）
- ・ペット霊園（業としてペットに関し火葬施設、墓地若しくは納骨堂（ペットの焼骨を収蔵する施設を言う。）又はこれらを併せ有するものについて行うことを目的とした施設）

適用範囲の拡大施設の建築行為については、建築（新築・増築・改築・移転）及び用途変更となります。尚、上記の拡大施設については、建築物の高さに関係なく、用途として適用となります。

■八尾市中高層建築物指導要綱の添付書類の一部緩和について

八尾市中高層建築物指導要綱の届出の添付書類について、以下の内容に改定します。

(八尾市中高層建築物指導要綱の届出の添付書類について)

- ・建築基準法第56条の2に該当する建築物は平均地盤面から同法別表第4（は）欄の高さの水平面における日影図（時刻日影図・等時間日影図）の添付を不要とします。
- ・電波障害検討報告書について、高さ15m以上の現地調査を不要とします。

※その他詳細については、審査指導課にお尋ねください。

TEL072-924-8553